

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社 I H I			コード	7013
提出日	2019/5/29	異動（予定）日	2019/6/20		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし				
1	藤原 健嗣	社外取締役	○														△			有
2	木村 宏	社外取締役	○														△			有
3	石村 和彦	社外取締役	○														△			有
4	八田 陽子	社外監査役	○															○		有
5	谷津 朋美	社外監査役	○														○			有
6	岩本 敏男	社外監査役	○														△	新任		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	藤原健嗣氏は、2014年3月まで旭化成株式会社の代表取締役社長 社長執行役員を務められ、現在は同社の相談役であります。当社子会社において、同氏が過去に業務執行者であった旭化成株式会社との間に、防衛事業関連等の取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上高の0.03%未満かつ旭化成株式会社の連結売上高の0.03%（2019年3月期実績）と僅少であることから、独立性に影響を与えるものではありません。	藤原健嗣氏は、総合化学メーカーにおいて多角的な経営を推進してきた経営トップとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を発揮していただいていることから、社外取締役としました。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
2	木村宏氏は、2014年6月まで日本たばこ産業株式会社の代表取締役社長、取締役会長を歴任され、現在は同社の社友であります。当社子会社において、同氏が過去に業務執行者であった日本たばこ産業株式会社との間に、産業機械関連用品の販売等の取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上高の0.01%未満と僅少であり、また同社からの仕入れ等の実績はない（2019年3月期実績）ことから、独立性に影響を与えるものではありません。	木村宏氏は、事業環境の変化に対応して積極的なグローバル化を推進してきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を発揮していただいていることから、社外取締役としました。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
3	石村和彦氏は、2017年12月まで旭硝子株式会社（現AGC株式会社）の代表取締役会長をつとめられ、現在は同社の取締役会長であります。当社グループは、同氏が過去に業務執行者であったAGC株式会社との間に、産業機械の保守、販売等の取引関係がありますが、その取引金額は当社連結売上高の0.04%未満と僅少であり、また同社からの仕入れ等の実績はない（2019年3月期実績）ことから、独立性に影響を与えるものではありません。	石村和彦氏は、総合素材メーカーの経営トップを務めてきた豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を発揮していただいていることから、社外取締役としました。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
4	該当事項はありません。	八田陽子氏は、国際税務に代表されるグローバルな業務での豊富な経験と見識を有しており、それらを独立した立場から当社の経営の監査業務に反映していただいていることから、社外監査役としました。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
5	谷津朋美氏は現在TM1総合法律事務所のパートナーであります。当社において、同氏が現在業務執行者であるTM1総合法律事務所との間に、法令調査委託などの取引がありますが、その取引金額は同事務所総報酬額の0.01%未満と僅少であり、また同事務所に対する売上げ等の実績はない（2019年3月期実績）ことから、独立性に影響を与えるものではありません。	谷津朋美氏は、弁護士および公認会計士として多くの企業の諸課題に対応した豊富な経験と見識を有しており、それらを独立した立場から当社の経営の監査業務に反映していただいていることから、社外監査役としました。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。
6	岩本敏男氏は、2018年6月まで株式会社エヌ・ティ・ティ・データの代表取締役社長をつとめられ、現在は同社の相談役であります。当社子会社において、同氏が過去に業務執行者であった株式会社エヌ・ティ・ティ・データとの間に、システム導入支援の委託などの取引がありますが、その取引金額は当社連結売上高の0.01%未満かつ株式会社エヌ・ティ・ティ・データの連結売上高の0.01%未満（2019年3月期実績）と僅少であることから、独立性に影響を与えるものではありません。	岩本敏男氏は、最先端IT企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを独立した立場から当社の経営監査業務に反映していただくことを期待できることから、社外監査役としました。また、同氏は、東京証券取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員として選任しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。